

## 〇〇地区（特定）農用地利用規程（試案）

### \*本文の注意事項

- ① 「共通事項」は、農用地利用規程、特定農用地利用規程の双方に共通して規定する内容を記載。
- ② 「農用地利用規程に規定する事項」は、農用地利用規程において規定する内容を記載。
- ③ 「特定農用地利用規程（特定農業法人用）に規定する事項」は、特定農業法人を規程中に位置付ける場合に規定する内容を記載。
- ④ 「特定農用地利用規程（特定農業団体用）に規定する事項」は、特定農業団体を規程中に位置付ける場合に規定する内容を記載。
- ⑤ 条項中の〔 〕は、地区の実情に即して任意に定めることができる事項。
- ⑥ 条項中の【 】は、地区の実情に即して【 】内に掲げる内容を選択して定めることができる事項。
- ⑦ 条項中の（ ）は、地区の実情によって省略する場合がある部分。

### （作成上の留意事項）

農用地利用規程は、地域の農業の振興に必要な取組方向に関する地域合意に基づくものであるから、農用地利用規程の認定要件に適合する範囲内で、それぞれの地区の実情に即したその地域独自のものを作成することが望ましい。

### 共通事項

#### （目的）

第1条 この規程は、〇〇地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

#### （農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項）

第2条 この組合は、地区の農業が抱える〔担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の発生や面的な農用地の利用集積の遅れ等の〕課題に対応し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、組合員相互の理解と信頼に基づく協力関係を深めつつ、次に定める取組を進めるものとする。

- (1) 土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化〔及び栽培管理の改善〕の推進に努めるものとする。
- (2) 地区内の農作業における役割分担について明確化（するとともに、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等を促進）することにより、農作業の効率化に努めるものとする。
- (3) 地域農業の担い手である【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】に対する農用地の利用の集積及び農地の集団化を推進するとともに、地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの防止（又は解消）を推進することにより、農用地の利用関係の改善に努めるものとする。

#### （記載上の留意事項）

- ① 自らの地域の現状と将来の見通しを踏まえ、組合内で十分に話し合い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な基本的な方針を定める。
- ② 組合とは、農用地利用改善事業の実施団体のことである。
- ③ (3)の【 】内に掲げる者は、地区の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。ただし、特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。

(実施区域)

第3条 実施区域は、〇〇町〇〇地区の区域とする。

「別添図面参照」

(記載上の留意事項)

地区名では実施区域が不明確な場合、特に地域の実情により隣接した他集落の一部を含む場合などは、区域が明確となる図面を添付することが望ましい。

(作付地の集団化の促進)

第4条 水田については、極力連担して転作田の団地化を促進するものとする。

転作団地においては、〇〇(、〇〇)を中心に極力集団化して作付するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 転作団地には、移動型、固定型、その併用型等地域によっていろいろあるが、より具体的に団地の設定方法についての合意が得られる場合は、それを定めることが望ましい。
- ② 畑作地帯にあっては、定める必要はない。

(作付地の集団化の実行方策)

第5条 前条の具体的実施については、毎年、組合の運営委員会(又は役員会)が予め組合員の作付の意向を取りまとめ、これを検討、調整した上、作付地集団化計画を作成するものとする。

2 組合員は、作付地の集団化に極力協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 栽培管理の改善に重点を置いて推進する地区にあっては省略することができる。
- ② 作付地集団化計画は、転作団地及びその他の必要な作物団地につき作成することが適当である。

(栽培管理の改善の促進)

第6条 [農業生産のコスト削減、農産物の品質向上、減農薬・減化学肥料による安全・安心な作物の栽培等]による農業経営の改善のため、作物の栽培管理の改善の促進に努めるものとする。

(栽培管理の改善の実行方策)

第7条 作物の栽培管理に当たっては、組合が定める栽培方針に沿って、的確な栽培管理に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 組合が定める栽培方針の代わりに、関係機関の作成した栽培基準を採用することとしても差し支えない。
- ② もう少し具体的に、例えば次のように記載することも考えられる。

第7条 主要作物(〇〇)及び今後振興を図る必要のある作物(〇〇)の栽培管理については、品種、作期、施肥、防除、収穫等につき[組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇]が作成する[栽培基準、栽培指針、栽培指標、〇〇]に準拠して、その改善を図るものとする。

2 連作障害回避のため、[組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇]が作成する作付体系に沿った作付に努めるものとする。

(農作業の効率化の推進)

第8条 組合員は、地区における農作業の実施体制の中で、各々の特性や体力に応じて、必要な役割を担い、組合員全員で地域農業に参画するものとする。

2 組合員は、過剰投資を避けつつ、農作業の効率化を推進するため、〔農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化〕を計画的に進めるものとする。

(記載上の留意事項)

農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化は、地域の実情に応じ必要なものを定める。

(農作業の効率化の実行方策)

第9条 農作業の効率化は、次により進めるものとする。

(1) 地区内の農作業における役割分担

ア 【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】は、大型機械等による〔水稻、□□〕に係る基幹的な作業を担い、規模拡大の支障となる日常的な作業〔畦畔管理、防除、△△〕はその他の組合員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、組合員が共同して取り組むものとする。

(記載上の留意事項)

① 特定農業法人又は特定農業団体などが、農用地利用改善団体の構成員の大部分によって構成されているような場合には、次のように規定することが望ましい。

ア 【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の構成員のうち、大型機械等による〔水稻、□□〕に係る基幹的な作業は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】が担い、規模拡大の支障となる日常的な作業〔畦畔管理、防除、△△〕は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】以外の構成員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の全構成員が共同して取り組むものとする。

② 役割分担の内容については、個々の組合員の事情を十分斟酌し、組合員が不公平感や過重な負担感を覚えることのないように、組合内で十分に話し合い、地区の実態に即したものとなるように規定すべきである。

③ 役割分担については、担い手以外の組合員の活用を検討し、例えば、地区において新たな作物を導入し、その栽培技術の平準化を図るために技術実証圃を設置している場合、その技術実証圃の管理・運営を、知識と経験の豊富な高齢者が担うといった役割分担も考えられる。

④ 役割分担に関する詳細な事項（作業計画、作業量、作業受託料金等）については、別途定めることが望ましい。

⑤ 地域農業の担い手と位置付けられた者がすべての作業を実施することが、その経営改善に資するとして合意形成された場合には、その旨を記載する。

⑥ アの【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる

⑦ ア及び①のアの【 】内の特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。

⑧ アの【 】内の「〇〇」は、認定農業者として育成しようとする者、あるいは、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。また、①のア及びイの【 】内の「〇〇」は、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。

⑨ ア及びイの【 】内の「□□」には麦、大豆等の作目名、「△△」には機械化の困難な軽作業、「◇◇」には農業関係の共同利用施設等を記載することが考えられる。

(2) 農作業の受委託の推進

ア 【水稲，麦，〇〇】の【耕起，播種，田植，収穫，〇〇】の作業については，〔生産組織，農業協同組合〕への農作業受委託を推進して，効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 農作業の委託を希望する者は組合に申し出て，組合のあっせんにより委託するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 本項に定める農作業の受委託は，効率的な農作業の実施のために農作業を委託する場合に記載する（認定農業者，特定農業法人及び特定農業団体が経営規模の拡大のため農作業を受託するものについては別条に記載する。）。
- ② アに定める農作業の受託者は，地域において望ましいものを定めればよく，必ずしも一つに特定する必要はない。

(3) 農業機械・施設の共同利用の推進

【大豆，麦，飼料作物，〇〇】の【耕起，収穫，乾燥調製，〇〇】の作業については，（生産組織，農業協同組合）の保有する農業機械・施設（トラクター，コンバイン，乾燥調製施設等）の共同利用を推進し，〔生産組織，農業協同組合〕の「機械施設利用規程」の定めるところにより計画的，効率的に利用するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農業機械の共同利用は，農作業の受委託，共同作業を伴う場合が多いと考えられ，この場合には，農作業の受委託，農作業の共同化とあわせて定めてよい。
- ② 農業機械・施設の共同利用の中心となる組織は，地域において望ましいものを定めればよく，必ずしも一つに特定する必要はない。

(4) 農作業の共同化の推進

ア 【水稲，〇〇】の【育苗，防除，〇〇】の作業については，（生産組織，農業協同組合）を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 共同作業については（生産組織，農業協同組合）の指示に協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農作業の共同化は必ずしも全戸出役による共同作業ばかりでなく，専門的な農家集団が機械による組作業を行う場合も含まれる。
- ② 共同作業の中心となる組織は，地域において望ましいものを定めればよく，必ずしも一つに特定する必要はない。

農用地利用規程に規定する事項

(農用地の利用関係の改善)

第10条 組合は、次のとおり【認定農業者、〇〇】への農用地の利用の集積に努めるものとする。

《認定農業者又は認定農業者として育成しようとする者を規定する場合》

| 区域名 | 氏名<br>(名称) | 現況   |        | 〇〇年(目標) |        |
|-----|------------|------|--------|---------|--------|
|     |            | 経営面積 | 作業受託面積 | 経営面積    | 作業受託面積 |
|     |            | h a  | h a    | h a     | h a    |
|     |            |      |        |         |        |
|     |            |      |        |         |        |

《特定農業団体となることを目指す農作業受託組織を規定する場合》

(1) 名称 〇〇生産組合(代表者〇〇〇〇〇)  
住所 〇〇郡〇〇市〇〇番地

(2) 上記農作業受託組織への農作業受託の目標(総集積目標面積)と農作業を受託する農用地の面積(集積目標面積)は、それぞれ次のアとウのとおりとし、上記農作業受託組織の現在の集積面積は、次のイのとおりである。

農作業受託面積

ア 総集積目標面積                    〇〇 h a  
イ 現況集積面積                      〇〇 h a  
ウ 集積目標面積(ア-イ)            〇〇 h a

2 組合員が利用権の設定等及び農作業の委託を行おうとする場合は、(農用地の所在に応じ)前項に定める者を相手方とするものとする。

(記載上の留意事項)

① 【 】内の「〇〇」は、認定農業者として育成しようとする者、あるいは、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などであり、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することとしても差し支えない(次条において同じ)。

なお、「特定農業団体となることを目指す農作業受託組織」を規定する場合には、複数の農作業受託組織を定めるべきではない。

② 認定農業者又は認定農業者として育成しようとする者について集積目標を定める場合には、農用地の効率的利用、農作業の効率化の観点から地区を一定の区域に区分し、その区域別に集積対象者を決定することが望ましいが、区域を定められない場合又は集積対象者を区域別に決められない場合には、区域名を除いて記載する。

また、集積目標面積を定めるに当たっては、認定農業者の農業経営改善計画に配慮すること。

なお、利用集積の目標面積の目標年は、農業経営改善計画の認定の有効期間(5年)を考慮して定めることが望ましい。

- ③ 経営面積は、認定農業者等が所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農用地の面積をカウントすること。  
作業受託面積は、その作業を  
ア 稲については耕起、代かき、田植、収穫、  
イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、  
ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業  
とし、一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農地面積をカウントすることに留意すること。
- ④ 集積面積は、第3条の実施区域内の農用地に係るもののみを記載すること。
- ⑤ 個別の認定農業者等ごとに集積目標面積を定めることが困難な組合においては、次のように記載することもできる。

第10条 組合は、農用地の利用関係の改善を図るため、地区内の農用地の認定農業者への利用集積の目標を〇割とする。

- ⑥ 農用地利用規程の策定時点において、農用地の利用集積対象者を明らかにすることが困難な組合においては、次のように記載することもできる。

第10条 組合は、農用地の利用関係の改善を図るため、特定農業団体の設立に向けて、検討を行うものとする。

#### (農用地の利用関係の改善の実行方策)

- 第11条 地区内の農用地について、労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な当該農用地の所有者その他の使用及び収益を目的とする権利を有している者は組合に申し出るものとする。
- 2 作付地の集団化、団地化に伴ってその農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を希望する者は、組合に申し出るものとする。
  - 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、【認定農業者、〇〇】に利用権の設定等又は農作業の委託をするよう勧奨することができる。
  - 4 第1項及び第2項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、【認定農業者、〇〇】の同意が得られた場合は、当該【認定農業者、〇〇】を利用権の設定等の受け手とする農用地利用集積計画を定めるべきことを市町村に申し出るものとする。また、【認定農業者、〇〇】が農作業を受託することが当該農用地の有効利用と適切な管理につながると認められる場合には、農作業の委託を受けるようあつせんするものとする。
  - 5 前項の組合の申出によって市町村が農用地利用集積計画を定める場合には、第1項及び第2項の申出者及び【認定農業者、〇〇】は、当該農用地利用集積計画に同意するものとする。
  - 6 第1項及び第2項の申出は、【認定農業者、〇〇】による計画的な農作業の実施が行えるよう、適切な時期までに行うものとする。

#### (記載上の留意事項)

- ① 本条は、前条において地域農業の担い手が特定された場合、あるいは、地域農業の担い手への相当程度の利用集積を目標とすることを明確化した場合に定めるものとする。
- ② 【 】内に「特定農業団体となることを目指す農作業受託組織」のみを定める場合には、本条の内容は「特定農用地利用規程（特定農業団体用）に規定する事項」の第10条に準拠して定めるものとする。
- ③ 第3項の「勧奨」は、農業経営基盤強化促進法第24条第1項に規定するものであるから、認定農業者以外の者への利用権の設定等又は農作業の委託を行う旨を勧奨することを定めることは適当でない。

特定農用地利用規程（特定農業法人用）に規定する事項

（農用地の利用関係の改善）

- 第 10 条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業法人が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第 12 条に定める目標に向けて農用地の利用集積を行うものとする。
- 2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な場合には、当該農用地の利用権の設定等又は農作業の委託について組合に申し出るものとする。
- 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託をするよう勧奨することができる。
- 4 第 2 項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、特定農業法人を利用権の設定等の受け手とする農用地利用集積計画を定めるべきことを市町村に申し出るものとする。ただし、特定農業法人が農作業を受託することが当該農用地の有効利用と適切な管理につながると認められる場合には、農作業の委託を受けるよう特定農業法人にあっせんするものとする。
- 5 前項の組合の申出によって市町村が農用地利用集積計画を定める場合には、第 2 項の申出者及び特定農業法人は、当該農用地利用集積計画に同意するものとする。また、特定農業法人は、組合から農作業の委託を受けるようあっせんがあった場合には、これに応じるものとする。
- 6 第 2 項の申出は、特定農業法人の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

（記載上の留意事項）

本規程で特定農業法人を位置付け、特定農業法人に農用地の利用集積を行っていく旨を規定する。これにより、農用地利用改善団体と特定農業法人の間に一種の契約が成立することとなることに留意する必要がある。

（特定農業法人の名称及び住所）

第 11 条 本規程に定める特定農業法人は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ○○生産組合（代表者○○○○○）  
(2) 住所 ○○郡○○市○○番地

（記載上の留意事項）

特定農用地利用規程には、複数の特定農業法人を定めることはできないことに留意する。

（利用集積の目標面積）

第 12 条 特定農業法人への農用地の利用集積の目標（総集積目標面積）と利用権の設定等又は農作業の受託をすることとする農用地の面積（集積目標面積）は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業法人の現在の集積面積は、次の(2)のとおりである。

|                    | （内訳） | 経営面積 | 作業受託面積 |
|--------------------|------|------|--------|
| (1)総集積目標面積         | ○○ha | ○○ha | ○○ha   |
| (2)現況集積面積          | ○○ha | ○○ha | ○○ha   |
| (3)集積目標面積（(1)－(2)） | ○○ha | ○○ha | ○○ha   |

（記載上の留意事項）

- ① 利用集積の目標面積は、5 年後とすること。  
② 作業受託面積は、その作業を

ア 稲については耕起，代かき，田植，収穫，  
イ 麦及び大豆については耕起・整地，播種，収穫，  
ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業  
とし，一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも，一つの農用地面積をカウントすることに留意すること。

③ 特定農業法人の現況集積面積は，地区内の農用地に係るもののみを記載すること。

④ 特定農業法人が，農地保有合理化事業を活用し，農地保有合理化法人から出資を受けようとする場合には，次の事項を記載する必要がある。

第〇条 特定農業法人は，自己資本の充実を図るため，{社団法人〇〇農業公社，〇〇農業協同組合}が行う農地保有合理化事業を活用し，当該法人から現物出資として農地〇〇h a，資金の出資として〇〇円を受けるものとする。



特定農用地利用規程（特定農業団体用）に規定する事項

（農用地の利用関係の改善）

- 第 10 条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業団体が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第 12 条に定める目標に向けて農作業の委託を受けるものとする。
- 2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、労働力不足等により、自ら全ての農作業を行うことが困難な場合には、当該農用地の農作業の委託について組合に申し出るものとする。
- 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、特定農業団体に農作業の委託をするよう勧奨することができる。
- 4 第 2 項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、農作業の委託を受けよう特定農業団体にあっせんするものとする。
- 5 前項のあっせんがあった場合には、特定農業団体は、これに応じるものとする。
- 6 第 2 項の申出は、特定農業団体の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

（記載上の留意事項）

本規程で特定農業団体を位置付け、特定農業団体に対し農作業の委託を行っていく旨を規定する。これにより、農用地利用改善団体と特定農業団体の間に一種の契約が成立することとなることに留意する必要がある。

（特定農業団体の名称及び住所）

第 11 条 本規程に定める特定農業団体は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ○○生産組合（代表者○○○○○）  
(2) 住所 ○○郡○○市○○番地

（記載上の留意事項）

特定農用地利用規程には、複数の特定農業団体を定めることはできないことに留意する。

（利用集積の目標面積）

第 12 条 特定農業団体への農作業受託の目標（総集積目標面積）と農作業を受託する農用地の面積（集積目標面積）は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業団体の現在の集積面積は、次の(2)のとおりである。

作業受託面積

- (1) 総集積目標面積 ○○ha  
(2) 現況集積面積 ○○ha  
(3) 集積目標面積（(1)－(2)） ○○ha

（記載上の留意事項）

- ① 利用集積の目標面積は、5 年後とすること。  
② 作業受託面積は、その作業を  
ア 稲については耕起、代かき、田植、収穫、  
イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、  
ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業  
とし、一つの農地で 2 つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農地面積をカウントすることに留意すること。  
③ 特定農業団体の現況集積面積は、地区内の農用地に係るもののみを記載すること。

## 共通事項

(用排水管理等)

第〇条 水田の用排水管理は、【土地改良区，配水総代，農事実行組合長，〇〇】が定める水利用計画に従い計画的に行うものとする。

2 農道・用排水路の維持管理は関係機関と協議の上，相協力して実施するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 水田がごくわずかである等必要がない地区は定めなくてよい。
- ② 畑地帯等であっても，畑地かんがい等計画的な水利用の必要があるところは，実情に応じて定めることが望ましい。

(地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用)

第〇条 地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため，堆きゅう肥の施用に努めるとともに，稲・麦ワラ，野菜残さ等は家畜飼料，堆肥材料等として，その有効利用を図るものとする。

2 堆きゅう肥，稲・麦ワラが必要な農家又は家畜の糞尿処理を必要とする農家若しくは稲・麦ワラ等の余剰のある農家は組合に申し出るものとし，組合は（農業協同組合等の堆肥銀行の協力を得て）交換等のあっせんに努めるものとする。

(記載上の留意事項)

費用又は労力の確保等の観点から，こうした取組の実行が困難な組合にあっては，定めなくてもよい。

(生活環境の改善等)

第〇条 住みよい村づくりのため，地区の生活環境の改善に努めるものとする。

2 女性の労働負担の軽減を図るとともに，男女共同参画の促進のため，女性のグループ活動の推進に努めるものとする。

3 実施区域内の農用地の整備等を図るため，基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

第3項は，実施区域のほ場等が未整備又は補修・改良等が必要であって基盤整備等を行う予定がある場合に規定する。

(細則)

第〇条 この規程を実施するために必要な細則は，組合が別に定める。

(附則)

この規程は，市町村の認定があった日から施行する。